

# 財務諸表に対する注記

## 法人運営拠点区分

社会福祉法人 藤井寺市社会福祉協議会

# 財務諸表に対する注記（拠点区分用）

平成 28 年 3 月 31 日現在

法人名 : 社会福祉法人 藤井寺市社会福祉協議会  
拠点区分名 : 法人運営拠点

## 1. 重要な会計方針

- |                     |  |
|---------------------|--|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 | 総平均法に基づく原価法                              |
| (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | 最終仕入原価法に基づく原価法                           |
| (3) 固定資産の減価償却の方法    | 定額法                                      |
| (4) 引当金の計上基準        | ①退職給付引当金<br>全国社会福祉団体退職共済制度に基づく当期末要支給額を計上 |
| (5) 消費税等の会計処理       | 税込方式                                     |

## 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3. 採用する退職給付制度

当法人は、社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する退職共済制度を採用している。

## 4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- 法人運営拠点拠点区分財務諸表  
(第 1 号の 4 様式、第 2 号の 4 様式、第 3 号の 4 様式)
- 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書（会計基準別紙 3）
- 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書（会計基準別紙 4）
- サービス区分資金収支計算書（社協モデル経理規程別紙 3-1）は省略
- サービス区分事業活動計算書（社協モデル経理規程別紙 4-1）は省略
- 当拠点区分におけるサービス区分の内容
  - 法人運営管理事業
  - 善意銀行事業
  - 基金運営事業
  - 共同募金配分金事業
  - 地域福祉活動総合支援事業
  - 小地域ネットワーク活動推進事業
  - 福祉サービス利用援助事業
  - 資金貸付事業
  - 人材育成受託事業
  - 福祉会館運営受託事業
  - 総合相談窓口設置受託事業

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
投資有価証券	0	0	0	0
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

## 6. 会計基準第 3 章第 4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

## 7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	0	0	0
建物	0	0	0
構築物	0	0	0
機械及び装置	0	0	0
車両運搬具	7,076,420	7,041,062	35,358
器具及び備品	1,296,018	956,330	339,688
有形リース資産	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0
合計	8,372,438	7,997,392	375,046

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

### 11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

### 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

平成27年4月1日より、「社会福祉法人会計基準の制定について（平成23年7月27日雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）」により示されている会計処理基準を適用する。